

小矢部市プレミアム付商品券取扱店  
募 集 要 項

令和2年7月

小 矢 部 市

## 1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）により、大きな影響を受けている地域経済の活性化を目的に、小矢部市及び小矢部市商工会で構成する「まちなか周遊推進協議会」（以下「協議会」という。）が発行する「小矢部市プレミアム付商品券」を取り扱う事業者を募集することについて必要な事項を定める。

## 2 応募資格・条件

小矢部市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所とする。ただし、事業所が次に掲げる場合に該当するときは、対象としない。

- (1) 小矢部市暴力団排除条例（平成 24 年小矢部市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者が関与しているとき。
- (2) 事業の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する営業を行っているとき。

## 3 申込方法

取扱店登録を希望する事業者は以下の方法で申し込むこと。

- (1) 取扱店登録申込書に必要事項を記入し、申込先へ提出する。（FAX可）
- (2) 小矢部市のホームページから申込みフォームを利用して申し込む。

## 4 申込期限

令和 2 年 8 月 14 日（金）まで。

期限内に登録手続を完了した事業所を商品券購入対象者に配布するプレミアム付商品券取扱店舗一覧に掲載する。なお、期限後も申込みを受け付けることとし、小矢部市のホームページで周知する。

## 5 商品券の概要

- (1) プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行総額は、最大 97,500 千円を予定している。
- (2) 商品券の利用期間は、発行（令和 2 年 8 月下旬）から令和 2 年 12 月 31 日までとする。
- (3) 商品券は、額面 500 円券 13 枚の 6,500 円分を 1 セットとし、5,000 円で販売する。対象者 1 人につき 3 セットまで購入できる。  
（13 枚の内訳）  
共通券 10 枚（5,000 円）…取扱店全店で使用可能。

応援券 3 枚 (1,500 円) …取扱店のうち、市内に本店または本社を有する店舗でのみ使用可能。

- (4) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、券面に記載の期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供（以下「取引」という）を行う。
- (5) 釣り銭は出ない。
- (6) 券面に記載の期間以降、商品券を使用することはできない。
- (7) 商品券の使用対象外となる取引は、次のとおりとする。
  - ア 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
  - イ 税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金などの公共料金の支払い
  - ウ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - エ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
  - オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
  - カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - キ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
  - ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ケ 宿泊に対する支払い
  - コ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

## 6 商品券の換金

- (1) 取扱店の換金手数料は無料とする。
- (2) 換金は別途お知らせするスケジュールにより実施し、取扱店が指定する口座への振込により行う。
- (3) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び「小矢部市プレミアム付商品券換金申込書」を提出する。
- (4) 換金申込書の提出は、令和 3 年 1 月 31 日（日）までに行うこと。この日を経過した場合は、換金することができない。

## 7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。取扱店がこれらの事項に違反したときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 虚偽又は不正行為による登録をしてはならないこと。

- (2) 正当な理由なく商品券による支払を拒んではならないこと。
- (3) 協議会が配布する商品券取扱店登録証を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 商品券の不正使用が明らかな場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡又は売買をしてはならないこと。
- (6) 商品券を事業者間取引に伴う代金（仕入れ等）の支払に使用してはならないこと。
- (7) その他、協議会が指示した事項に従うこと。

## 8 申込先・問合せ先

まちなか周遊推進協議会（小矢部市産業建設部商工観光課内）

TEL 0766-67-1760 内線 463 FAX 0766-67-1567